令和5年11月30日(木)

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく 再商品化計画の認定について

~ 北陸管内(富山・石川・福井)で初~

選別・圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能となる、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく再商品化計画が、富山県で3件認定されました。

本認定を受け、高岡市、富山市、砺波広域圏事務組合では、再商品化事業者と連携し、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括で回収し、再商品化することが可能となります。

現時点で認定件数は8件となり、今回、北陸管内(富山・石川・福井)では 初の認定となります。

令和5年10月に公表した「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」においても、プラスチック素材は、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を考慮すべき素材の1つとして位置づけられています。

プラスチック資源循環法や循環基本計画に基づき、資源循環の取組をより一層推進してまいります。

# <再商品化計画の認定制度とは>

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月1日施行)第33条に基づき、市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、これまで容器包装リサイクル法において市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能になる制度です。

昨年3件の認定に続き、今回計5件の計画が認定されました。

- 令和 4 年度 3 件: 宮城県仙台市、愛知県安城市、神奈川県横須賀市
- 令和5年度5件:富山県高岡市、富山地区広域圏事務組合(富山県富山市)、

京都府亀岡市、砺波広域圏事務組合(富山県砺波市・南砺市)、

岐阜県輪之内町

# 【認定を受けた者:**富山県高岡市**】(再商品化計画認定第4号)

■再商品化計画の期間

令和6年10月1日~令和9年3月31日

## ■分別収集物の種類及び量

	プラスチック容器包装廃棄物	それ以外のプラスチック使用製品廃棄物
令和6年度	555.3 トン/年	366.3 トン/年
令和7年度	1, 110.6 トン/年	732.6 トン/年
令和8年度	1, 110. 6 トン/年	732.6 トン/年

■再商品化の実施方法(再商品化製品)

材料リサイクル(ペレット等)

■分別収集物の処分を行う者の名称(施設の所在地)

株式会社富山環境整備

(富山県富山市婦中町吉谷字背戸山12-1、吉谷字大谷1003-1、1002-1)

■分別収集物を収集しようとする区域

高岡市内全域

# 【認定を受けた者:**富山地区広域圏事務組合**(富山市)】(再商品化計画認定第5号)

■再商品化計画の期間

令和6年4月1日~令和9年3月31日

■分別収集物の種類及び量

	プラスチック容器包装廃棄物	それ以外のプラスチック使用製品廃棄物
令和6年度	2, 124. 4 トン/年	127.5 トン/年
令和7年度	2, 120.1 トン/年	127.2 トン/年
令和8年度	2, 109. 4 トン/年	126.5 トン/年

■再商品化の実施方法(再商品化製品)

材料リサイクル(ペレット等)

■分別収集物の処分を行う者の名称(施設の所在地)

株式会社富山環境整備

(富山県富山市婦中町吉谷字背戸山12-1、吉谷字大谷1003-1、1002-1)

■分別収集物を収集しようとする区域

富山市内全域

# 【認定を受けた者:**砺波広域圏事務組合**(砺波市、南砺市)】(再商品化計画認定第7号)

■再商品化計画の期間

令和6年4月1日~令和9年3月31日

# ■分別収集物の種類及び量

	プラスチック容器包装廃棄物	それ以外のプラスチック使用製品廃棄物
令和6年度	318.668 トン/年	92. 051 トン/年
令和7年度	318.637 トン/年	91. 131 トン/年
令和8年度	318.606 トン/年	90. 219 トン/年

■再商品化の実施方法(再商品化製品)

材料リサイクル(ペレット等)

■分別収集物の処分を行う者の名称(施設の所在地)

株式会社富山環境整備

(富山県富山市婦中町吉谷字背戸山12-1、吉谷字大谷1003-1、1002-1)

■分別収集物を収集しようとする区域

砺波市内及び南砺市内全域

以上

<問合せ先>

環境省中部地方環境事務所資源循環課

直 通: 052-955-2132 課 長: 吉田 勝利

課長補佐:篠田 菜穂

## (別紙) プラスチック資源循環法の概要 (個別の措置事項)

設計

製诰

•

### 【環境配慮設計指針】

●製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。>認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。



<付け替えボトル>

販売

排出

#### 【使用の合理化】

● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき**判断基準を策定**する。 ▶主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<ワンウェイプラスチックの例>

提供

#### 【市区町村の分別収集・再商品化】

- ●プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の 指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- ●市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。
  - >主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

<プラスチック資源の例>

#### 【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
- ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業者 は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



<店頭回収等を促進>

## 【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- ●排出事業者が排出抑制や再資源化等の 取り組むべき**判断基準を策定**する。
  - ▶主務大臣の指導・助言、プラスチック を多く排出する事業者への 勧告・公 表・命令を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
- ▶主務大臣が認定した場合に、認定事 業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に

■: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行